

令和8年3月18日

大磯町議会議長 清 田 文 雄 様

提出者 大磯町議会議員 毛 利 泰 輔

賛成者 " 竹 内 恵美子

 " 鈴 木 たまよ

 " 二 宮 加寿子

 " お か みゆき

 " 庄 子 幸 太

太陽光パネルリサイクル義務化制度の早期制定を求める意見書

以上、意見書案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

太陽光パネルリサイクル義務化制度の早期制定を求める意見書

脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大が急務である。

その主力である太陽光発電は、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与する一方で、法制度の不備から起きた乱開発や今後想定される使用済みパネルの大量廃棄に対する社会的懸念が高まっている。

こうした課題を解決するために、環境省と経済産業省が審議を重ね、太陽光パネルリサイクル義務化法案が検討されている。

両省は当初、パネル生産者がリサイクルに必要な費用を負担する制度を目指していたが、内閣法制局から自動車や家電など、所有者が費用を負担している他の制度との整合性がとれない、との指摘を受けて再検討し、提案された新制度案では、パネルを所有する発電事業者がリサイクルの責任を負う形にした。

メガソーラー（大規模太陽光発電所）事業者にはパネル廃棄計画の事前提出を求め、リサイクルを進めるよう義務付けるが、リサイクルが不十分と判断した場合、国は計画を変更するよう勧告や命令を出す。計画を提出しない場合や命令に従わずにリサイクルをしない場合には罰金を科す。一方で中小の発電事業者には、リサイクルを努力義務として、国の指導・助言の対象とする内容である。

対象とする事業者の規模や国が計画を判断する際の基準など、詳細は法案の成立後に議論を続けるとのことである。しかし、これでは義務化と比べて、どこまで実効性が担保されるかは不明である。

また新制度案では、パネル製造業者等による、①環境配慮設計の実施等、②太陽光パネルの含有物質情報の提供を求めているが、リサイクルの義務は課していない。

製造者にリサイクルを義務付ければ、太陽光パネルをリサイクルしやすい形で設計することが期待できる。義務化され、大規模にリサイクルが行われるようになれば、これに掛かるコストの低減も期待される。逆に言えば、義務化しなければリサイクル費用は高いままとなり、リサイクルがほとんど行われなくなる恐れがある。

すでに使用済み太陽光パネルの放置問題は、地域トラブルの大きな原因となっている。第7次エネルギー基本計画でも、義務的リサイクルの検討を進める方針が示されている。

「他のリサイクル関連法との整合性が取れない」との指摘だが、「生産から廃棄まで責任を負う資源循環型社会」づくりにつながる、拡大生産者責任の重要性が増す時代に合わせ、新法で制度的枠組を刷新することは何ら問題がないはずである。

国の中央環境審議会の太陽光発電設備リサイクル制度小委員会において、新制度案について、「拡大生産者責任（EPR）は国内制度と整合しないが、一方で国際的な潮流から外れることを認識すべき」、「製造者・輸入業者への環境配慮設計（DfE）を、どのように実効性を持たせるのか」との指摘がされている。

以上のことから、今回の新制度案を基盤としつつ、国際的な潮流である「拡大生産者責任」に基づく太陽光パネルリサイクル義務化法の早期制定を政府に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 様
環境大臣 石 原 宏 高 様

神奈川県中郡大磯町議会議長 清 田 文 雄